

能登半島地震で被災され大津市内に避難された方へ 生活福祉資金（緊急小口資金：特例貸付）のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により災害救助法が適用となった地域に住所を有している世帯で、当座の生活資金を必要とする世帯に資金をお貸しします

（貸付対象）

- 災害救助法が適用された被災地から大津市内に避難されている世帯で、概ね1か月以上居住する予定であること
- 他府県で本特例貸付を利用されていないこと

（貸付金額）

- 原則として、1世帯10万円以内。ただし、次の(1)～(4)の場合は20万円以内
 - (1) 世帯の中に死亡者がいるとき
 - (2) 世帯員に要介護者がいるとき（※要介護者の範囲については問合せください）
 - (3) 世帯員が4人以上いるとき
 - (4) 上記(1)～(3)のほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に滋賀県社会福祉協議会会長が認めるとき

（貸付利子）無利子

（償還について）

- 措置期間 1年以内
- 償還期限 据置期間経過後、2年以内に償還いただきます

（ご留意事項）

- 必要な書類は大津市社協に確認ください
- 借受人名義の口座に振り込むこととし、現金の取り扱いはいたしません
- 貸付には審査があります

（問い合わせ窓口）

社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

連絡先：〒520-0047 大津市浜大津 1-1-4 (TEL) 077-525-9316